

A decorative border made of small blue circles arranged in a rectangular frame around the text.

美 濃 加 茂 市 議 会
第 3 回 定 例 会 議 案

令 和 3 年 9 月 1 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 1 2 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について）	1
承第 1 3 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について）	3
承第 1 4 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号））	6
承第 1 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 6 号））	3 3
議第 4 5 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	4 7
議第 4 6 号	みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	4 9
議第 4 7 号	美濃加茂市企業誘致条例の一部を改正する条例について	5 1
議第 4 8 号	美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	5 3
議第 4 9 号	美濃加茂市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	5 5
議第 5 0 号	美濃加茂市保健センター設置条例の一部を改正する条例について	5 9
議第 5 1 号	美濃加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	6 2
議第 5 2 号	令和 3 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 7 号）	6 4
議第 5 3 号	令和 3 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）	9 8
議第 5 4 号	令和 3 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 1 号）	1 1 2
議第 5 5 号	財産の取得について（美濃加茂市新保健センター等庁用備品）	1 2 7
議第 5 6 号	市道路線の認定について	1 2 8

議第 5 7 号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 3 7
議第 5 8 号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	1 3 8
諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1 3 9
諮第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1 4 0
諮第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1 4 1
認第 1 号	令和 2 年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	1 4 2
認第 2 号	令和 2 年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定 について	1 4 2
認第 3 号	令和 2 年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定につ いて	1 4 2
認第 4 号	令和 2 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認 定について	1 4 2
認第 5 号	令和 2 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審 査会会計歳入歳出決算認定について	1 4 2
認第 6 号	令和 2 年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定に ついて	1 4 2
認第 7 号	令和 2 年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定 について	1 4 2
認第 8 号	令和 2 年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について	1 4 2
認第 9 号	令和 2 年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について	1 4 2

承第 12 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 8 月 日次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年美濃加茂市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 11 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） 第 5 条 法第 19 条第 11 号に規定する条例	（趣旨） 第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 10 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定個人情報の提供） 第 5 条 法第 19 条第 10 号に規定する条例

で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第３の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 ２ （略）	で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第３の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 ２ （略）
---	---

附 則

この条例は、令和３年９月１日から施行する。

承第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 7 月 27 日次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例

美濃加茂市手数料条例（平成 12 年美濃加茂市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 2 条）					別表（第 2 条関係）				
事務の種 類	事務の内 容	手数料 の名称	単 位	金 額	事務の種 類	事務の内 容	手数料 の名称	単 位	金 額
（略）					（略）				
5 住民 基本台 帳法 （昭和 42 年 法律第 81 号。以 下この 項にお	（略）				5 住民 基本台 帳法 （昭和 42 年 法律第 81 号。以 下この 項にお	（略）			

いて 「法」 とい う。） の施行 に關す る事務		いて 「法」 とい う。） の施行 に關す る事務				
		<u>6 行政</u> <u>手続に</u> <u>おける</u> <u>特定の</u> <u>個人を</u> <u>識別す</u> <u>るため</u> <u>の番号</u> <u>の利用</u> <u>等に関</u> <u>する法</u> <u>律（平</u> <u>成25</u> <u>年法律</u> <u>第27</u> <u>号。以</u> <u>下この</u> <u>項にお</u> <u>いて</u> <u>「法」</u> <u>とい</u> <u>う。）</u> <u>の施行</u> <u>に關す</u> <u>る事務</u>	<u>法第2条</u> <u>第7項に</u> <u>規定する</u> <u>個人番号</u> <u>カードの</u> <u>再交付</u> <u>（追記欄</u> <u>の余白が</u> <u>なくなっ</u> <u>た場合、</u> <u>個人番号</u> <u>若しくは</u> <u>住民票コ</u> <u>ードの変</u> <u>更により</u> <u>返納した</u> <u>場合、市</u> <u>若しくは</u> <u>地方公共</u> <u>団体情報</u> <u>システム</u> <u>機構の過</u> <u>失による</u> <u>誤交付又</u> <u>は国外転</u> <u>出により</u> <u>返納した</u> <u>場合を除</u> <u>く。）</u>	<u>個人番</u> <u>号カー</u> <u>ド再交</u> <u>付手数</u> <u>料</u>	<u>1</u> <u>枚</u> <u>に</u> <u>つ</u> <u>き</u>	<u>8</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>円</u>

<u>6</u> 道路 運送車 両法 （昭和 26年 法律第 185 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。） の施行 に関す る事務	(略)	<u>7</u> 道路 運送車 両法 （昭和 26年 法律第 185 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。） の施行 に関す る事務	(略)
<u>7</u> 各種 証明等 に関す る事務 （1の 項から <u>6</u> の項 までに 掲げる 事務に 関する ものを 除 く。）		<u>8</u> 各種 証明等 に関す る事務 （1の 項から <u>7</u> の項 までに 掲げる 事務に 関する ものを 除 く。）	

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

承第 1 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 3 年 7 月 7 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

令和３年度美濃加茂市一般会計補正予算（第５号）

令和３年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７６，３２９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４，３６４，００２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の追加は、「第２表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,722,463	40,285	3,762,748
	2 国庫補助金	1,380,947	40,285	1,421,232
18 寄附金		700,000	200	700,200
	1 寄附金	700,000	200	700,200
20 繰越金		641,191	24,244	665,435
	1 繰越金	641,191	24,244	665,435
22 市債		2,079,800	11,600	2,091,400
	1 市債	2,079,800	11,600	2,091,400
歳入合計		24,287,673	76,329	24,364,002

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,468,829	10,111	4,478,940
	1 総務管理費	3,890,770	10,111	3,900,881
4 衛 生 費		1,674,285	53,118	1,727,403
	1 保健衛生費	889,470	53,118	942,588
9 教 育 費		2,976,564	1,500	2,978,064
	5 社会教育費	718,316	1,500	719,816
10 災害復旧費		1,330	11,600	12,930
	2 公共土木施設災害復旧費	760	11,600	12,360
歳 出 合 計		24,287,673	76,329	24,364,002

第2表

地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路橋りょう災害復旧事業	千円 3,000	証書借入	年1.8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
都市計画施設災害復旧事業	8,600			

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15			国庫支出金	3,722,463	40,285	3,762,748
	2		国庫補助金	1,380,947	40,285	1,421,232
		1	総務費国庫補助金	96,187	9,911	106,098
		3	衛生費国庫補助金	75,485	30,374	105,859

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 18 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
18			寄 附 金	700,000	200	700,200
	1		寄 附 金	700,000	200	700,200
		2	総務費寄附金	0	200	200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 寄附金	200	1 総務管理費寄附金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
20			繰越金	641, 191	24, 244	665, 435
	1		繰越金	641, 191	24, 244	665, 435
		1	繰越金	641, 191	24, 244	665, 435

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	24,244	1 前年度繰越金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
22			市 債	2,079,800	11,600	2,091,400
	1		市 債	2,079,800	11,600	2,091,400
		9	災害復旧債	0	11,600	11,600

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 公共土木施設災害復旧債	11,600	1 道路橋りょう災害復旧事業 2 都市計画施設災害復旧事業	3,000 8,600

3 歳 出

(款) 2 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	4,468,829	10,111	4,478,940	10,111	
	1		総務管理費	3,890,770	10,111	3,900,881	10,111	
		6	企 画 費	2,460,719	9,911	2,470,630	国庫支出金 9,911	
		7	市民まちづ くり推進費	93,273	200	93,473	寄附金 200	

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 4 衛 生 費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,674,285	53,118	1,727,403	30,374	22,744
	1		保健衛生費	889,470	53,118	942,588	30,374	22,744
		4	予防接種費	185,378	22,744	208,122		22,744
		7	新型コロナウイルスワクチン接種費	0	30,374	30,374	国庫支出金 30,374	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
10 需 用 費	187	印刷製本費	予防接種事業 22,744
12 委 託 料	22,557	小児インフルエンザワクチン接種	
7 報 償 費	4,958	集団接種会場医療従事者報償	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 30,374
12 委 託 料	21,976	集団接種会場事務派遣業務 1,216 個別接種加算 20,760	
13 使用料及び 賃借料	3,440	集団接種会場借上料 400 集団接種会場冷房機器使用料 3,040	

(款)	9	教育費
(項)	5	社会教育費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
14 工事請負費	1,500	雨樋取替	文化の森施設管理事業 1,500

(款) 10 災害復旧費
(項) 2 公共土木施設災害復旧費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
10			災害復旧費	1,330	11,600	12,930	11,600	
	2		公共土木施設災害復旧費	760	11,600	12,360	11,600	
		1	道路橋りょう災害復旧費	285	3,000	3,285	市債 3,000	
		3	都市計画施設災害復旧費	190	8,600	8,790	市債 8,600	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
14 工事請負費	3,000	田畑 3 4 2 号線災害復旧	道路橋りょう災害復旧事業 3,000
12 委 託 料	1,000	調査測量設計	都市計画施設災害復旧事業 8,600
14 工事請負費	7,600	ライン公園災害復旧 3,000 化石林公園災害復旧 1,700 中之島公園等災害復旧 2,900	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	5,393,183	6,827,852	1,980,900	734,803	8,073,949
(1) 総務	140,190	124,905	74,000	22,018	176,887
(2) 民生	6,852	135,100	478,500		613,600
(3) 衛生			304,800		304,800
(4) 農林	162,711	178,083	16,200	42,746	151,537
(5) 商工	10,123	7,975		2,179	5,796
(6) 土木	2,165,566	1,977,064	233,400	318,806	1,891,658
(7) 消防	177,581	1,051,601	102,200	30,954	1,122,847
(8) 教育	2,730,160	3,353,124	771,800	318,100	3,806,824
2 災害復旧債	11,200	33,756	13,000	1,244	45,512
(1) 補助災害	9,300	14,467		1,033	13,434
(2) 単独災害	1,900	19,289	13,000	211	32,078
3 その他	7,756,221	7,789,086	1,099,000	728,664	8,159,422
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	157,399	195,615		34,464	161,151
(3) 財源対策債等	144,157	85,605		34,140	51,465
(4) 臨時財政対策債	7,454,665	7,507,866	1,099,000	660,060	7,946,806
合 計	13,160,604	14,650,694	3,092,900	1,464,711	16,278,883

承第 15 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 7 月 30 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

令和３年度美濃加茂市一般会計補正予算（第６号）

令和３年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３５，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４，３９９，００２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,762,748	26,000	3,788,748
	2 国庫補助金	1,421,232	26,000	1,447,232
20 繰越金		665,435	9,000	674,435
	1 繰越金	665,435	9,000	674,435
歳入合計		24,364,002	35,000	24,399,002

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,478,940	35,000	4,513,940
	1 総務管理費	3,900,881	35,000	3,935,881
歳 出 合 計		24,364,002	35,000	24,399,002

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 補助金	26,000	1 地方創生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な開発 目標の達成に向けた取組の推進事業） 26,000

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
20			繰越金	665,435	9,000	674,435
	1		繰越金	665,435	9,000	674,435
		1	繰越金	665,435	9,000	674,435

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	9,000	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	4,478,940	35,000	4,513,940	26,000	9,000
	1		総務管理費	3,900,881	35,000	3,935,881	26,000	9,000
		6	企 画 費	2,470,630	35,000	2,505,630	国庫支出金 26,000	9,000

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

議第 4 5 号

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 2 年美濃加茂市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条、第 5 条関係）				別表（第 2 条、第 5 条関係）			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
美濃加茂市プロポーザル審査委員会委員	(略)	(略)		美濃加茂市プロポーザル審査委員会委員	(略)	(略)	
<u>学校運営協議会委員</u>	<u>美濃加茂市学校運営協議会の設置に関する規則（令和 3 年美濃加茂市教育委員会規則第 3 号）</u>						
(略)				(略)			

附 則

この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

議第 4 6 号

みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について

みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例（平成 1 2 年美濃加茂市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（休館日） 第 4 条 文化の森の休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 （1）美濃加茂市民ミュージアム ア （略） イ 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで （2）美濃加茂市教育センター ア （略） イ <u>1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで</u> （使用期間） 第 8 条 許可施設の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる施設について、連続して当該各号の期間を	（休館日） 第 4 条 文化の森の休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 （1）美濃加茂市民ミュージアム ア （略） イ <u>年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までをいう。以下同じ。）</u> （2）美濃加茂市教育センター ア （略） イ <u>年末年始</u> （使用期間） 第 8 条 許可施設の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる施設について、連続して当該各号の期間を

超えて使用することができない。

(1) (略)

(2) 研修室、会議室、工芸室、陶芸室及び緑のホール並びに生活体験館及び宿泊アトリエ棟調理室 3日間

(3) (略)

2 (略)

別表(第11条関係)

1 研修室等

区分	金額				
	8 : 3	1 3 :	1 7 :	8 : 3	延長1
	0 ~ 1	0 0 ~	3 0 ~	0 ~ 2	時間に
	2 : 3	1 7 :	2 2 :	2 : 0	つき
	0	0 0	0 0	0	
(略)					
緑のホール	(略)				

2 市民ギャラリー等

(略)

3 宿泊アトリエ棟等

(略)

備考 (略)

超えて使用することができない。

(1) (略)

(2) 研修室、会議室、工芸室、陶芸室、緑のホール及び情報学習室並びに生活体験館及び宿泊アトリエ棟調理室 3日間

(3) (略)

2 (略)

別表(第11条関係)

1 研修室等

区分	金額				
	8 : 3	1 3 :	1 7 :	8 : 3	延長1
	0 ~ 1	0 0 ~	3 0 ~	0 ~ 2	時間に
	2 : 3	1 7 :	2 2 :	2 : 0	つき
	0	0 0	0 0	0	
(略)					
緑のホール	(略)				
情報学習室	5, 6	5, 6	6, 2	1 7,	1, 6
	0 0 円	0 0 円	0 0 円	4 0 0	0 0 円
				円	

2 市民ギャラリー等

(略)

3 宿泊アトリエ棟等

(略)

備考 (略)

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議第 47 号

美濃加茂市企業誘致条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市企業誘致条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市企業誘致条例の一部を改正する条例

美濃加茂市企業誘致条例（昭和 55 年美濃加茂市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）事業所 次に掲げる事業のうち規則で定めるものを行う事務所、工場その他事業の用に供する施設をいう。 ア～ウ （略） エ 医療 <u>医療業又は保健衛生に関する事業</u> オ （略） （2）～（8） （略） （指定の要件） 第 4 条 市長は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に定める準工業地域、工業地域、工業専用地域その他市長が適当と認める地域内で事業所の新設、増設又は移設をする者に対して、次の各号に掲	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）事業所 次に掲げる事業のうち規則で定めるものを行う事務所、工場その他事業の用に供する施設をいう。 ア～ウ （略） エ （略） （2）～（8） （略） （指定の要件） 第 4 条 市長は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に定める準工業地域、工業地域、工業専用地域その他市長が適当と認める地域内で事業所の新設、増設又は移設をする者に対して、次の各号に掲

げる区分に応じ、当該各号にそれぞれ定めるものに、前条の奨励措置をする旨の指定をすることができる。 (1) 一の事業所の新設の場合 ア～ウ (略) <u>エ 第2条第1号エに規定する事業所を</u> <u>経営する者にあつては、投下固定資産額</u> <u>が3億円以上であつて、かつ、30人以上</u> <u>の常時雇用する従業員を有するもの</u> <u>オ 第2条第1号オに規定する事業所を</u> <u>経営する者にあつては、投下固定資産額</u> <u>が3億円以上であつて、かつ、10人以上</u> <u>の常時雇用する従業員を有するもの</u> (2)・(3) (略) (奨励措置の対象の指定) 第5条 (略) 2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ美濃加茂市企業誘致推進委員会(第9条第1項を除き、以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。 3～5 (略)	げる区分に応じ、当該各号にそれぞれ定めるものに、前条の奨励措置をする旨の指定をすることができる。 (1) 一の事業所の新設の場合 ア～ウ (略) <u>エ 第2条第1号エに規定する事業所を</u> <u>経営する者にあつては、投下固定資産額</u> <u>が3億円以上であつて、かつ、10人以上</u> <u>の常時雇用する従業員を有するもの</u> (2)・(3) (略) (奨励措置の対象の指定) 第5条 (略) 2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ美濃加茂市企業誘致推進委員会(第8条第1項を除き、以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。 3～5 (略)
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 8 号

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(保育園の名称等)			(保育園の名称等)		
第 3 条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第 3 条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
(略)			(略)		
太田第二 保育園	(略)		太田第二 保育園	(略)	
あじさい 保育園	美濃加茂市田島町二丁目 2 番 3 8 号	1 8 0 人	古井第一 保育園	美濃加茂市本郷町二丁目 8 番 1 号	1 4 5 人
			古井第二 保育園	美濃加茂市古井町下古井 2 0 7 番地	8 0 人
			蜂屋保育 園	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋 4 4 7 4 番地	9 5 人
加茂野保 育園	(略)		加茂野保 育園	(略)	
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(準備行為)

- 2 あじさい保育園の入園の申込みその他必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議第 4 9 号

美濃加茂市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

美濃加茂市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を下記のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例

(美濃加茂市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 5 年
美濃加茂市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(設置)		(設置)	
第 1 条 地域における子育て支援を積極的に推進するため、美濃加茂市子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。		第 1 条 <u>児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業を行うことにより、</u> 地域における子育て支援を積極的に推進するため、美濃加茂市子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第 2 条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第 2 条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
美濃加茂市子育て支援センター ほたるの広場	(略)	美濃加茂市子育て支援センター ほたるの広場	(略)
美濃加茂市子育て支援セン	美濃加茂市健康の		

ター にじいろ広場	まち一丁目2番地
-----------	----------

(職員)

第3条 拠点施設に、センター長その他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第4条 拠点施設の休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 美濃加茂市子育て支援センター ほたるの広場 美濃加茂市の休日を定める条例(平成元年美濃加茂市条例第24号)第1条第1項に定める市の休日

(2) 美濃加茂市子育て支援センター にじいろ広場 月曜日及び日曜日並びに12月29日から翌年1月3日まで

(事業の内容)

第6条 市長は、拠点施設において次に掲げる事業を行う。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業

(2) 子育てサークル及び地域における親子の育ちを支援する団体並びに子育てボランティアの育成及び支援に関する事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、子育て支援に関する事業

(職員)

第3条 拠点施設に、センター長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第4条 拠点施設の休館日は、美濃加茂市の休日を定める条例(平成元年美濃加茂市条例第24号)第1条第1項に定める市の休日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(事業の内容)

第6条 市長は、拠点施設において次に掲げる事業を行う。

(1) 乳児又は幼児及びその保護者の相互の交流の促進に関する事業

(2) 子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に関する事業

(3) 子育てサークル及び地域における親子の育ちを支援する団体(以下「子育てサークル等」という。)並びに子育てボランティアの育成及び支援に関する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、子育て支援に関する事業

(利用者の範囲)

(利用の制限) <u>第7条 利用者は、職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> (1) <u>拠点施設内の構造物若しくはその附属物又は物品を毀損し、又は汚損しないこと。</u> (2) <u>他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。</u> (3) <u>他人に危害を加えるおそれがあると認められる刃物、鈍器等その他の物を携帯しないこと。</u> (4) <u>入場を制限された区域には立ち入らないこと。</u> (5) <u>拠点施設内において、許可なく物品等を販売し、又は寄附の募集を行わないこと。</u> (6) <u>拠点施設内において、許可なく印刷物、ポスター類を掲示し、又は配布しないこと。</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理及び運営に関し市長が行う必要な指示に従うこと。</u> <u>2 市長は、前項の規定に違反した者に対して、職員をしてその行為をやめさせることを指示させ、これに従わないときは、拠点施設から退去することを命ずることができる。</u> (損害賠償の義務) <u>第8条 (略)</u> (委任) <u>第9条 (略)</u>	<u>第7条 (略)</u> (利用の制限) <u>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、拠点施設を利用させないことができる。</u> (1) <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</u> (2) <u>建物又は設備を毀損するおそれがあるとき。</u> (3) <u>拠点施設の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。</u> (4) <u>その他拠点施設を利用させることが適当でないと認めたとき。</u> (損害賠償の義務) <u>第9条 (略)</u> (委任) <u>第10条 (略)</u>
--	--

第2条 美濃加茂市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(休館日) 第4条 拠点施設の休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) (略) (2) 美濃加茂市子育て支援センター にじいろ広場 月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで	(休館日) 第4条 拠点施設の休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) (略) (2) 美濃加茂市子育て支援センター にじいろ広場 月曜日及び<u>日曜日並びに</u>12月29日から翌年1月3日まで

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年1月4日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

議第50号

美濃加茂市保健センター設置条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市保健センター設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市保健センター設置条例の一部を改正する条例

美濃加茂市保健センター設置条例（昭和58年美濃加茂市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
美濃加茂市保健センターの<u>設置及び管理に関する条例</u> （目的） 第1条 市民の健康の保持及び増進を図るため、<u>地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき</u>、美濃加茂市保健センター（以下「保健センター」という。）を設置する。 （位置） 第2条 保健センターの位置は、美濃加茂市<u>健康のまち一丁目2番地</u>とする。 （職員） 第3条 （略） <u>（事業の内容）</u> 第4条 市長は、保健センターにおいて、市民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他<u>地域保健に関し必要な事業を行うものとする。</u>	美濃加茂市保健センター<u>設置条例</u> （目的） 第1条 市民の健康の保持及び増進を図るため、美濃加茂市保健センター（以下「保健センター」という。）を設置する。 （位置） 第2条 保健センターの位置は、美濃加茂市<u>太田町3425番地の1</u>とする。 （職員） 第3条 （略）

(休館日)

第5条 保健センターの休館日は、美濃加茂市の休日を定める条例（平成元年美濃加茂市条例第24号）第1条第1項に定める市の休日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第6条 保健センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第7条 利用者は、職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 保健センター内の構造物若しくはその附属物又は物品を毀損し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 他人に危害を加えるおそれがあると認められる刃物、鈍器等その他の物を携帯しないこと。
- (4) 入場を制限された区域には立ち入らないこと。
- (5) 保健センター内において、許可なく物品等を販売し、又は寄附の募集を行わないこと。
- (6) 保健センター内において、許可なく印刷物、ポスター類を掲示し、又は配布しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、保健センターの管理及び運営に関し市長が行う必要

<u>な指示に従うこと。</u> <u>2 市長は、前項の規定に違反した者に対して、職員をしてその行為をやめさせることを指示させ、これに従わないときは、保健センターから退去することを命ずることができる。</u> <u>(損害賠償の義務)</u> <u>第8条 利用者は、建物又は設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。</u> (委任) <u>第9条 (略)</u>	(委任) <u>第4条 (略)</u>
--	-----------------------------------

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

議第 5 1 号

美濃加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
について

美濃加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を下記のと
おり制定する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年美濃加茂市条例第 2 3
号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 1 2 条関係）		別表（第 1 2 条関係）	
取扱区分	手数料の額	取扱区分	手数料の額
（略）		（略）	
粗大ごみ	（略）	粗大ごみ	（略）
特定ごみ	1 品目に添付する市の指定する シール 1 枚につき 1 0 キログラ ムごとに 5 0 0 円		
市が設置する 施設に持ち込 まれたがれき 類	（略）	市が設置する 施設に持ち込 まれたがれき 類	（略）

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第52号

令和3年度美濃加茂市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214,315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,613,317千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月1日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,788,748	40,142	3,828,890
	2 国庫補助金	1,447,232	40,142	1,487,374
16 県支出金		1,692,049	△3,200	1,688,849
	2 県補助金	547,089	△3,200	543,889
18 寄附金		700,200	100	700,300
	1 寄附金	700,200	100	700,300
20 繰越金		674,435	33,373	707,808
	1 繰越金	674,435	33,373	707,808
22 市債		2,091,400	143,900	2,235,300
	1 市債	2,091,400	143,900	2,235,300
歳入合計		24,399,002	214,315	24,613,317

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,513,940	9,079	4,523,019
	1 総務管理費	3,935,881	9,079	3,944,960
3 民 生 費		8,806,424	5,851	8,812,275
	1 社会福祉費	4,078,152	5,851	4,084,003
4 衛 生 費		1,727,403	990	1,728,393
	1 保健衛生費	942,588	990	943,578
7 土 木 費		2,338,040	163,144	2,501,184
	2 道路橋りょう費	736,347	163,144	899,491
8 消 防 費		804,583	7,750	812,333
	1 消 防 費	804,583	7,750	812,333
9 教 育 費		2,978,064	27,501	3,005,565
	1 教育総務費	426,643	22,941	449,584
	2 小学校費	419,792	100	419,892
	5 社会教育費	719,816	4,460	724,276
歳 出 合 計		24,399,002	214,315	24,613,317

第 2 表

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
7 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう補修事業	千円 64,000

第3表

地 方 債 補 正

(追加)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般道路改修事業 (大場中国線)	千円 3,600	証書借入	年1.8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業用施設事業	千円 16,200	証書借入	年1.8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 34,700	変更なし	変更なし	変更なし
一般道路改修事業 (笠屋敷田畑線)	13,500				19,900			
急傾斜地崩壊対策事業	5,600				8,800			
災害時情報伝達体制確立事業	7,600				14,800			
臨時財政対策債	1,099,000				1,204,000			

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15			国庫支出金	3,788,748	40,142	3,828,890
	2		国庫補助金	1,447,232	40,142	1,487,374
		1	総務費国庫補助金	132,098	6,079	138,177
		5	土木費国庫補助金	251,733	11,122	262,855
		6	教育費国庫補助金	181,643	22,941	204,584

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
16			県支出金	1,692,049	△3,200	1,688,849
	2		県補助金	547,089	△3,200	543,889
		6	土木費県補助金	20,333	△3,200	17,133

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 河川費補助金	△3,200	1 急傾斜地崩壊対策事業費補助金

(款) 18 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
18			寄 附 金	700,200	100	700,300
	1		寄 附 金	700,200	100	700,300
		4	教育費寄附金	0	100	100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 小学校費寄附金	100	1 小学校費寄附金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
20			繰越金	674,435	33,373	707,808
	1		繰越金	674,435	33,373	707,808
		1	繰越金	674,435	33,373	707,808

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	33,373	1 前年度繰越金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
22			市 債	2, 091, 400	143, 900	2, 235, 300
	1		市 債	2, 091, 400	143, 900	2, 235, 300
		4	農林業債	16, 200	18, 500	34, 700
		5	土 木 債	186, 900	13, 200	200, 100
		6	消 防 債	60, 000	7, 200	67, 200
		8	臨時財政対策債	1, 099, 000	105, 000	1, 204, 000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農 業 債	18,500	1 農業用施設事業
1 道路橋りょう債	10,000	1 一般道路改修事業
2 河 川 債	3,200	1 急傾斜地崩壊対策事業
1 消 防 債	7,200	1 災害時情報伝達体制確立事業
1 臨時財政対策債	105,000	1 臨時財政対策債

3 歳 出

(款) 2 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	4,513,940	9,079	4,523,019	6,079	3,000
	1		総務管理費	3,935,881	9,079	3,944,960	6,079	3,000
		6	企 画 費	2,505,630	6,079	2,511,709	国庫支出金 6,079	
		8	生活安全推 進費	82,620	3,000	85,620		3,000

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
14 工事請負費	3,066	総合福祉会館排水路改修	総合福祉会館事務 3,066
27 繰 出 金	2,785	低所得者保険料軽減繰出金	介護保険会計繰出金（低所得者保険料軽減） 2,785

(款)	4	衛生費
(項)	1	保健衛生費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
12 委託料	990	ヘルステック健康まちづくり推進支援	ヘルステック健康まちづくり事業 990

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	549,770	0	549,770	18,500	△18,500
	1		農 業 費	346,943	0	346,943	18,500	△18,500
		6	農 地 費	237,846	0	237,846	市債 18,500	△18,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		

(款) 7 土 木 費
(項) 2 道路橋りょう費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	2,338,040	163,144	2,501,184	21,122	142,022
	2		道路橋りょう費	736,347	163,144	899,491	21,122	142,022
		1	道路維持費	250,305	115,200	365,505		115,200
		2	道路新設改良費	325,612	47,944	373,556	国庫支出金 11,122 市債 10,000	26,822
	3		河 川 費	65,137	0	65,137		
		1	河川総務費	65,137	0	65,137	県支出金 △3,200 市債 3,200	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
14 工事請負費	115,200	緊急道路改修	緊急工事委託事業 115,200
12 委託料	11,282	下則友南坂線事後調査 2,200 大場中国線用地測量 9,082	一般道路改修事業 47,944
14 工事請負費	36,662	笠屋敷田畑線道路改良 16,162 今 1 0 3 号線道路改良 18,000 本郷 3 0 4 号線側溝新設 2,500	

(款) 8 消 防 費
(項) 1 消 防 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8			消 防 費	804,583	7,750	812,333	7,200	550
	1		消 防 費	804,583	7,750	812,333	7,200	550
		3	災害対策費	63,529	7,750	71,279	市債 7,200	550

(一般会計)

(単位：千円)

[illegible]

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	2,978,064	27,501	3,005,565	23,041	4,460
	1		教育総務費	426,643	22,941	449,584	22,941	
		2	事務局費	380,761	22,941	403,702	国庫支出金 22,941	
	2		小学校費	419,792	100	419,892	100	
		2	小学校教育 振興費	49,197	100	49,297	寄附金 100	
	5		社会教育費	719,816	4,460	724,276		4,460
		7	文化の森費	171,080	4,460	175,540		4,460

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
10 需 用 費	4,621	消耗品費	情報教育推進事業（新型コロナ対策） 22,941
17 備品購入費	18,320	タブレットパソコン 2,524 プロジェクター・スクリーン等 15,796	
17 備品購入費	100	図書	山手小教育振興費 100
7 報 償 費	30	選考委員授賞式謝礼	文化財保護管理事業 2,610 人物顕彰事業 1,850
8 旅 費	105	選考委員費用弁償	
10 需 用 費	232	消耗品費 55 食糧費 15 印刷製本費 162	
11 役 務 費	50	郵便料	
12 委 託 料	1,433	坪内逍遙大賞記念事業開催	
18 負担金、補助及び交付金	2,610	国指定文化財保存修理事業補助金	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	5,393,183	6,771,252	2,019,800	734,803	8,056,249
(1) 総務	140,190	124,906	74,000	22,018	176,888
(2) 民生	6,852	135,100	478,500		613,600
(3) 衛生			304,800		304,800
(4) 農林	162,711	178,083	34,700	42,746	170,037
(5) 商工	10,123	7,976		2,179	5,797
(6) 土木	2,165,566	1,964,763	246,600	318,806	1,892,557
(7) 消防	177,581	1,051,600	109,400	30,954	1,130,046
(8) 教育	2,730,160	3,308,824	771,800	318,100	3,762,524
2 災害復旧債	11,200	23,556	13,000	1,244	35,312
(1) 補助災害	9,300	9,589		1,033	8,556
(2) 単独災害	1,900	13,967	13,000	211	26,756
3 その他	7,756,221	7,802,397	1,204,000	728,664	8,277,733
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	157,399	195,615		34,464	161,151
(3) 財源対策債等	144,157	85,605		34,140	51,465
(4) 臨時財政対策債	7,454,665	7,521,177	1,204,000	660,060	8,065,117
合 計	13,160,604	14,597,205	3,236,800	1,464,711	16,369,294

議第 5 3 号

令和 3 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 7, 5 4 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 2 0 8, 5 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		2	67,540	67,542
	1 繰越金	2	67,540	67,542
歳 入 合 計		5,141,054	67,540	5,208,594

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業 費納付金		1,493,587	2,472	1,496,059
	1 医療給付費分	1,016,222	2,472	1,018,694
8 諸支出金		4,482	65,068	69,550
	1 償還金及び還付加 算金	4,481	65,068	69,549
歳 出 合 計		5,141,054	67,540	5,208,594

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 7 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
7			繰越金	2	67,540	67,542
	1		繰越金	2	67,540	67,542
		1	その他繰越金	2	67,540	67,542

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 その他繰越金	67,540	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金
(項) 1 医療給付費分

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
3			国民健康保険事業費納付金	1,493,587	2,472	1,496,059	2,472	
	1		医療給付費分	1,016,222	2,472	1,018,694	2,472	
	2		退職被保険者等医療給付費分	42	2,472	2,514	繰越金 2,472	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	2,472	退職被保険者等医療給付費分	国保事業費納付金退職被保険者医療給付費分 2,472

(款) 8 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
8			諸支出金	4,482	65,068	69,550	65,068	
	1		償還金及び 還付加算金	4,481	65,068	69,549	65,068	
		3	償 還 金	1	65,068	65,069	繰越金 65,068	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	65,068	保険給付費等交付金返還金	償還金 65,068

議第 5 4 号

令和 3 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 4, 4 4 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 0 2 9, 1 3 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰入金		680,373	2,785	683,158
	1 一般会計繰入金	648,462	2,785	651,247
9 繰越金		6,523	51,656	58,179
	1 繰越金	6,523	51,656	58,179
歳入合計		3,974,695	54,441	4,029,136

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		19,334	11,920	31,254
	1 基金積立金	19,334	11,920	31,254
7 諸支出金		1,522	42,521	44,043
	1 償還金及び還付加算金	1,521	42,521	44,042
歳 出 合 計		3,974,695	54,441	4,029,136

予算説明書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 8 繰 入 金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
8			繰 入 金	680,373	2,785	683,158
	1		一般会計繰入金	648,462	2,785	651,247
		5	低所得者保険料軽減繰入金	24,699	2,785	27,484

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	2,785	1 低所得者保険料軽減繰入金

(款) 9 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
9			繰越金	6,523	51,656	58,179
	1		繰越金	6,523	51,656	58,179
		1	繰越金	6,523	51,656	58,179

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	51,656	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
4			基金積立金	19,334	11,920	31,254	11,920	
	1		基金積立金	19,334	11,920	31,254	11,920	
		1	介護給付費 準備基金積 立金	19,334	11,920	31,254	繰入金 2,785 繰越金 9,135	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	11,920	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 11,920

(款) 7 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
7			諸支出金	1,522	42,521	44,043	42,521	
	1		償還金及び 還付加算金	1,521	42,521	44,042	42,521	
		3	償 還 金	1	42,521	42,522	繰越金 42,521	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	42,521	国庫負担金等返還金	償還金 42,521

議第 5 5 号

財産の取得について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年美濃加茂市条例第 4 号）第 3 条の規定により、次の財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

- | | | |
|---|--------|-------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 美濃加茂市新保健センター等庁用備品 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得価格 | 金 3 0 , 0 3 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 中部事務機株式会社 東濃支店
代表取締役 辻 慶 一 |

議第 56 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

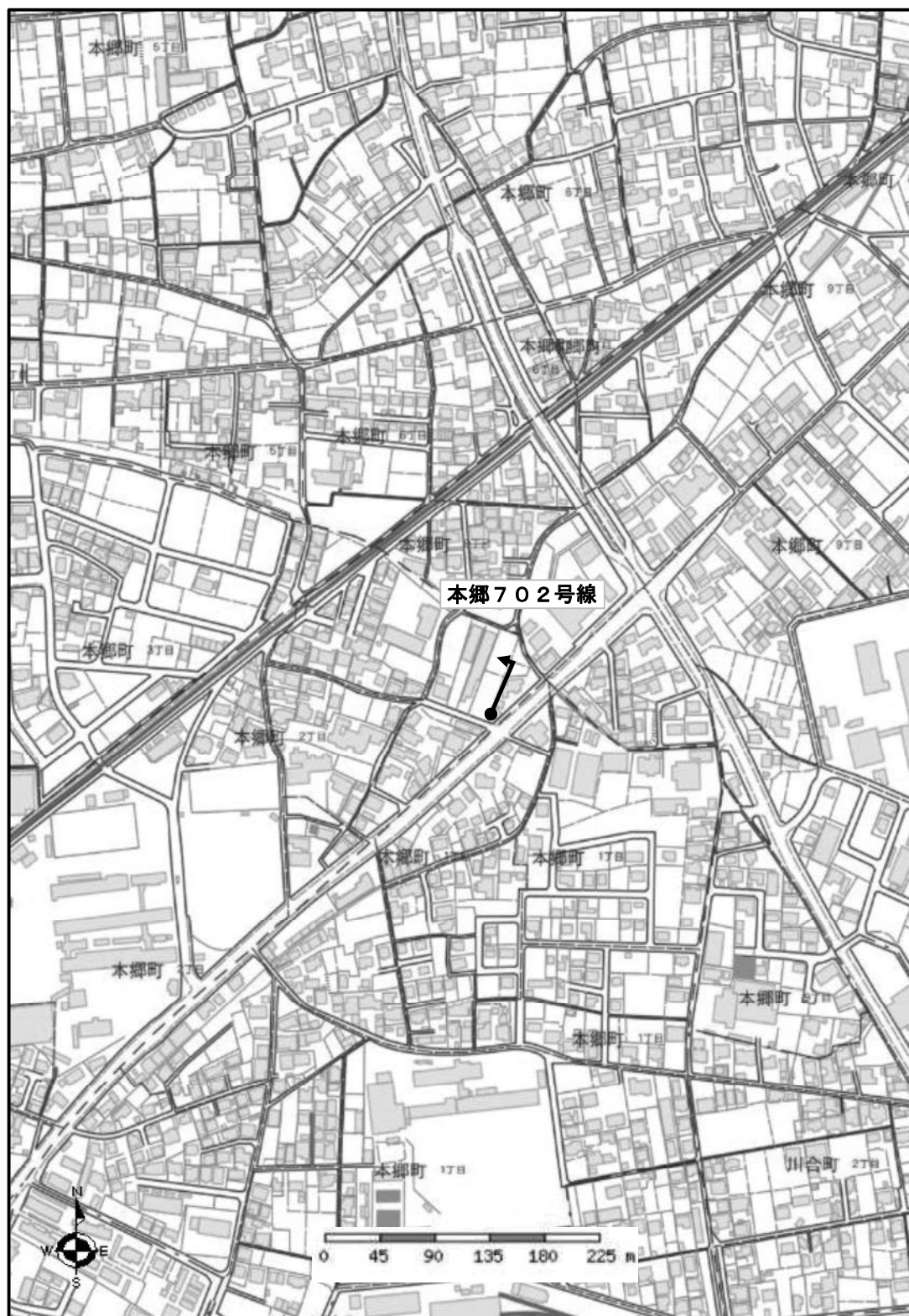
美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	本郷 70 2 号線	美濃加茂市本郷町二丁目字二タ子池下 1948 番 8 地先	
		美濃加茂市本郷町二丁目字二タ子池下 1948 番 6 地先	
2	本郷 70 3 号線	美濃加茂市本郷町七丁目字正理 870 番 6 地先	
		美濃加茂市本郷町七丁目字正理 870 番 6 地先	
3	市橋 47 9 号線	美濃加茂市加茂野町市橋字仲屋敷 536 番 1 地先	
		美濃加茂市加茂野町市橋字仲屋敷 536 番 6 地先	
4	加茂野 4 80 号線	美濃加茂市加茂野町加茂野字西野 196 番 17 地先	
		美濃加茂市加茂野町加茂野字西野 196 番 14 地先	

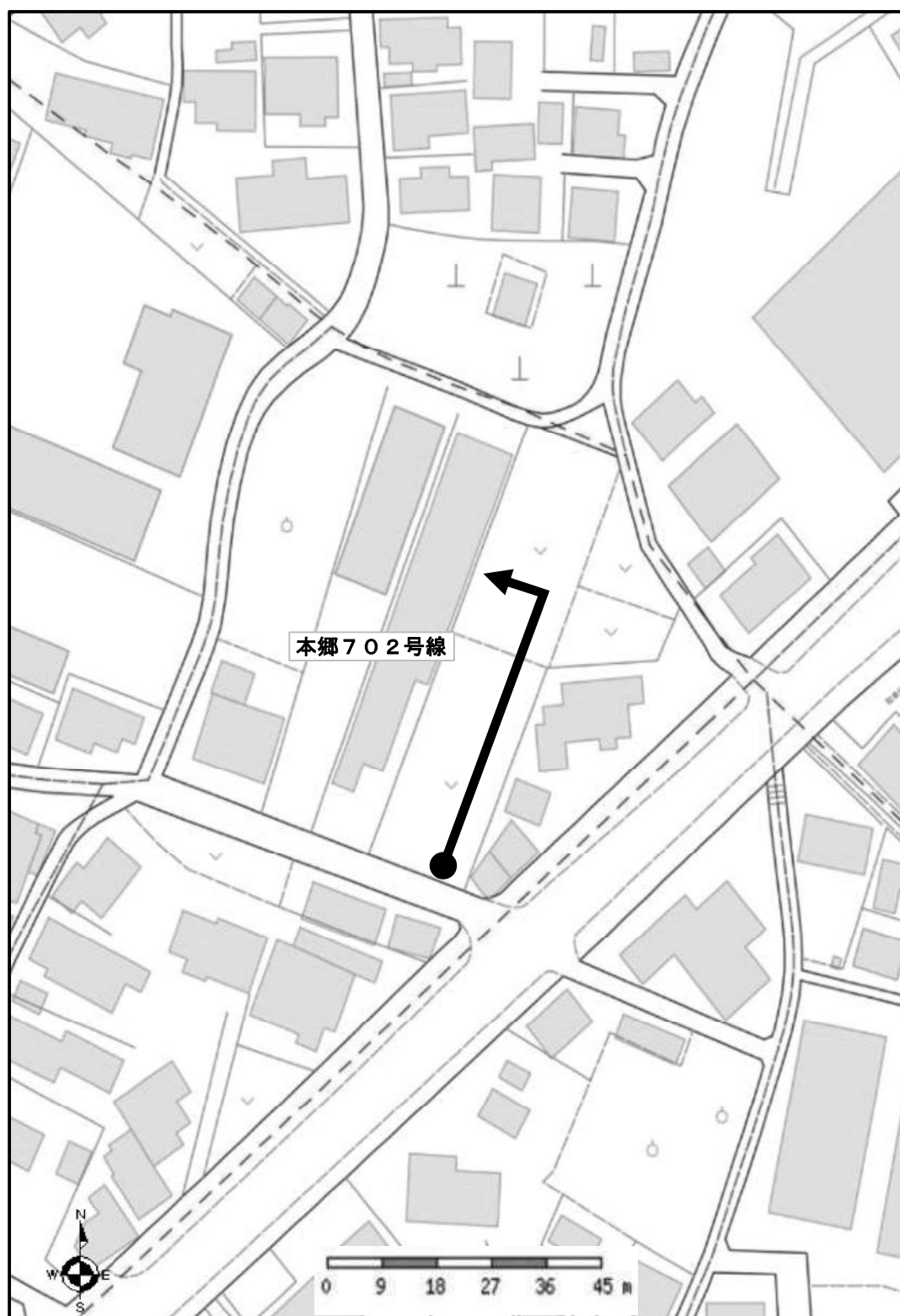
新規認定路線

①:本郷702号線



新規認定路線

①:本郷702号線



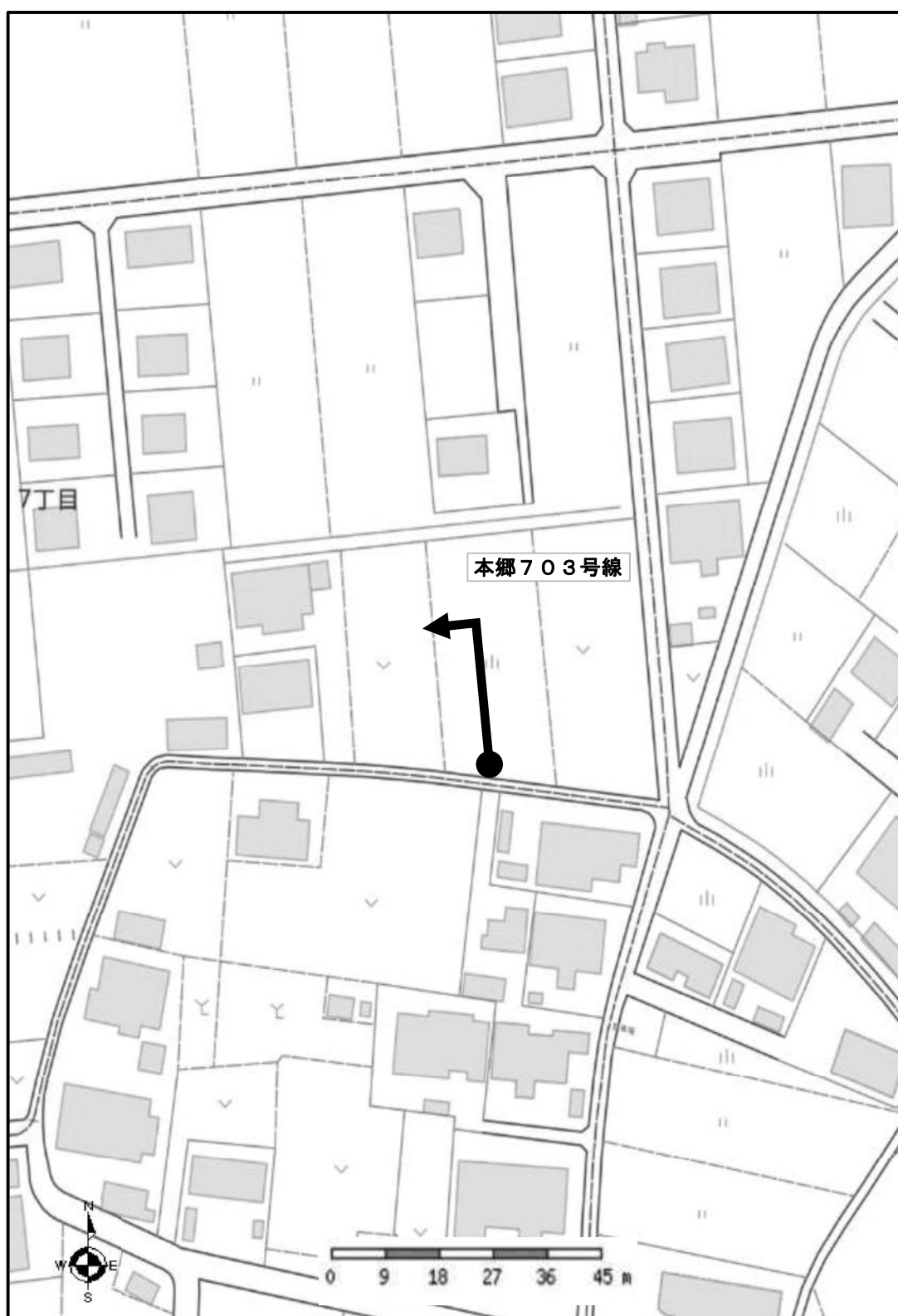
新規認定路線

②:本郷703号線



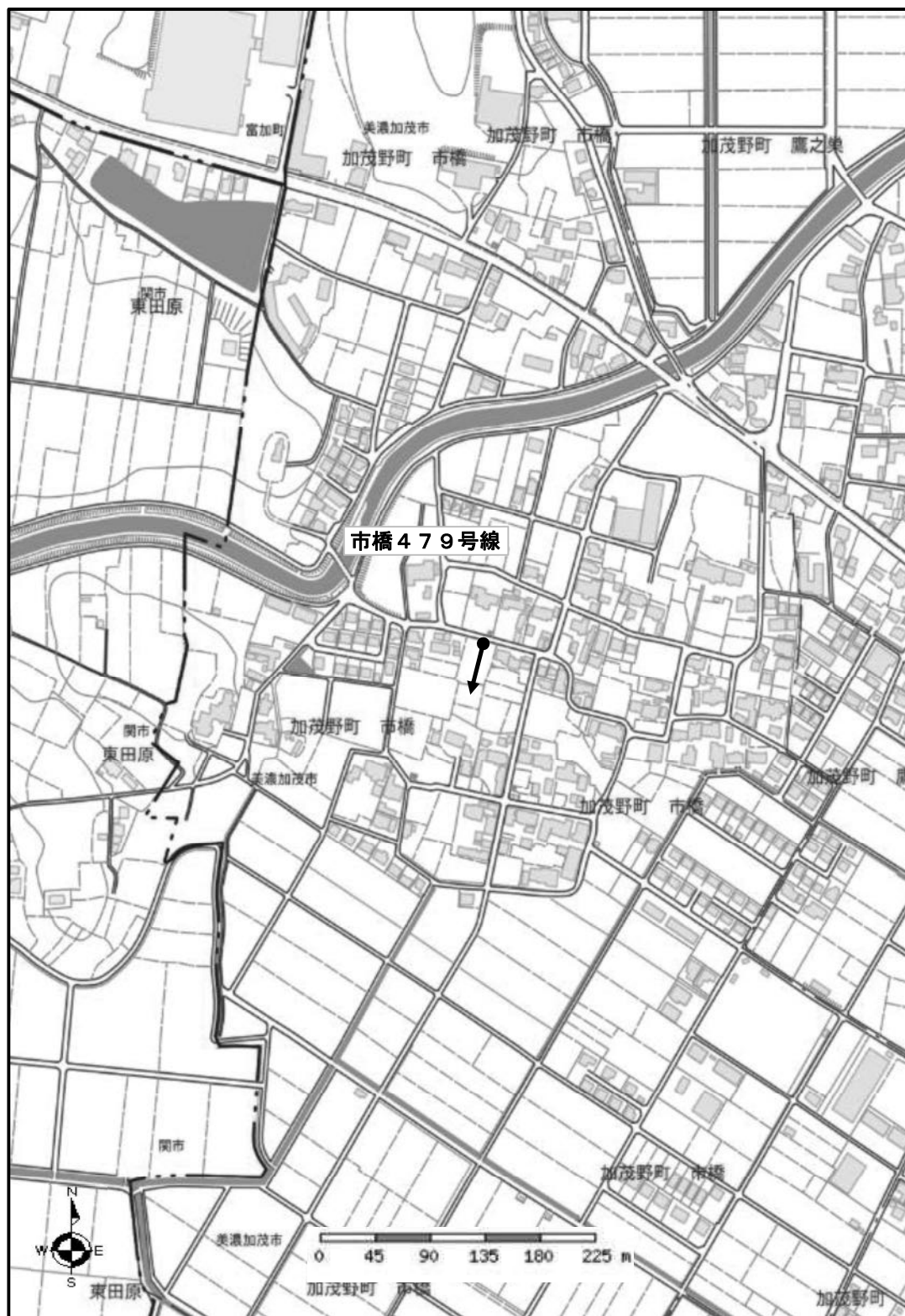
新規認定路線

②:本郷703号線



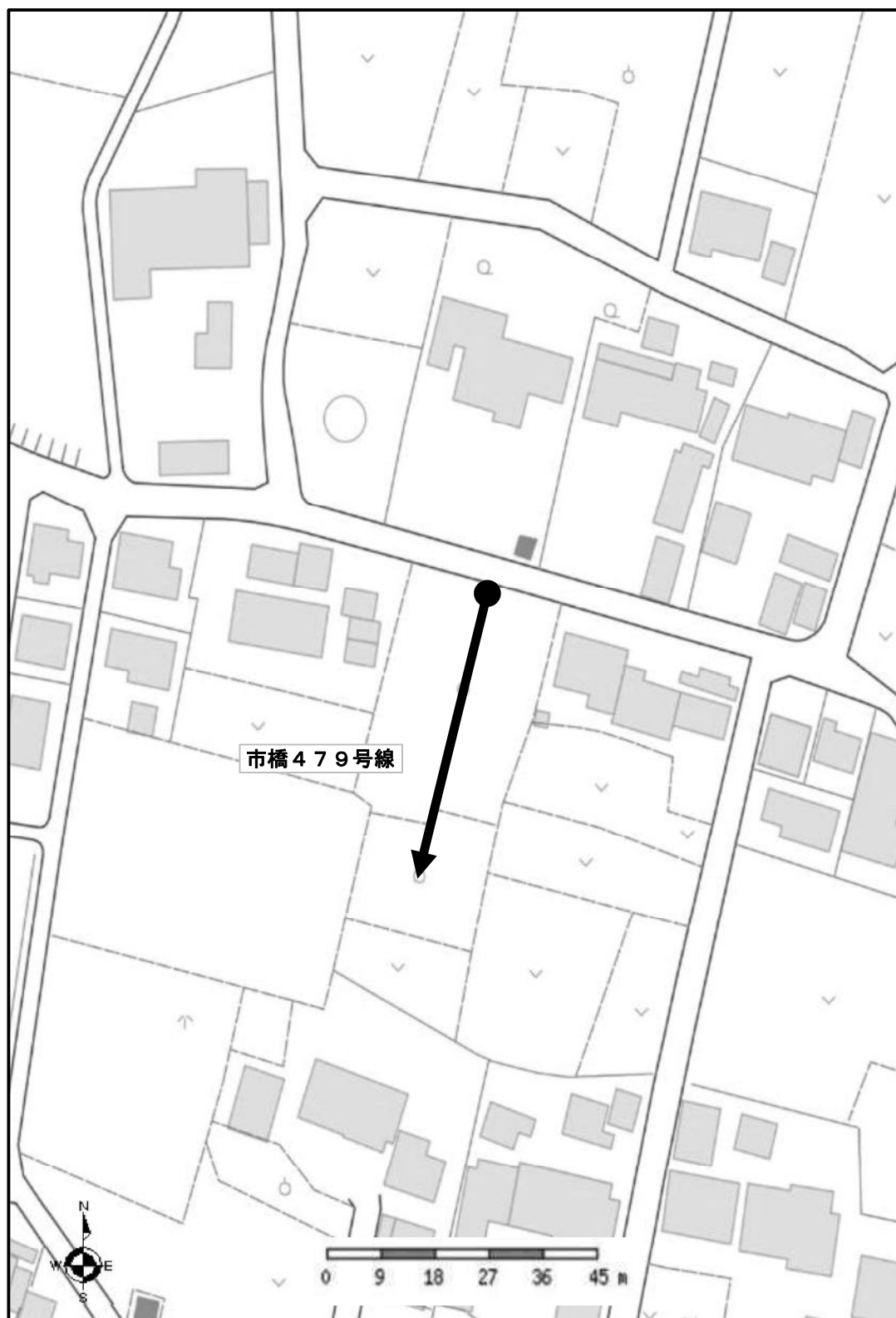
新規認定路線

③:市橋479号線



新規認定路線

③:市橋479号線



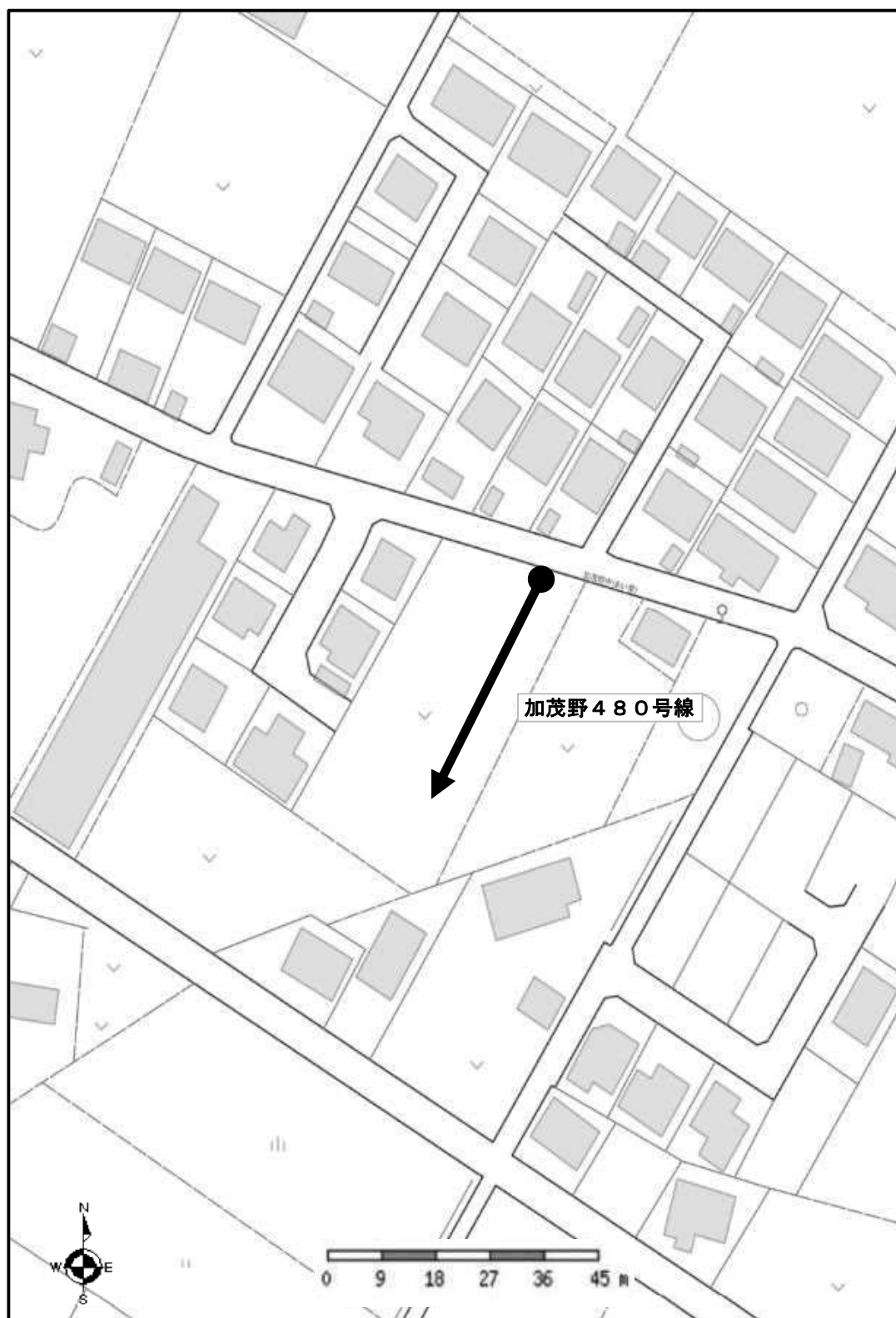
新規認定路線

④:加茂野480号線



新規認定路線

④:加茂野480号線



議第 5 7 号

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 宮 口 誠
生年月日

議第 58 号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

住 所
氏 名 武 田 由 美
生年月日

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年9月1日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

住 所
氏 名 伊藤 左 千 江
生年月日

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年9月1日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

住 所
氏 名 木 澤 孝 彦
生年月日

諮第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年9月1日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

住 所
氏 名 横 山 俊 二
生年月日

令和２年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項及び地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和２年度の美濃加茂市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和３年９月１日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

- | | | |
|----|----|--|
| 認第 | １号 | 令和２年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認第 | ２号 | 令和２年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について |
| 認第 | ３号 | 令和２年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について |
| 認第 | ４号 | 令和２年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について |
| 認第 | ５号 | 令和２年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について |
| 認第 | ６号 | 令和２年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について |
| 認第 | ７号 | 令和２年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について |
| 認第 | ８号 | 令和２年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について |
| 認第 | ９号 | 令和２年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について |



Walkable City
Minakama